

# 「高額医療・高額介護合算制度」

## のお知らせ

「高額医療・高額介護合算制度」は、医療保険と介護保険の両方を利用して、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する目的で、平成20年4月に制度が新設されました。申請受付の時期は、本年2月下旬を予定しています。



### 制度の趣旨

医療保険では医療費の自己負担額について、1カ月ごとの「自己負担限度額」が設けられており、自己負担額がこの限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。

また、介護保険でも同様に、介護サービス費の自己負担額について、1カ月ごとの自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。しかし、医療と介護の両方が重なった場合、世帯の負担は大きくなることから、これを緩和する目的で制度が新設されました。



### 制度の概要

1年間(前年8月1日から当年7月31日、以下「計算期間」という。)の医療と介護の自

己負担の合算額が算定基準額を超えた場合、超えた部分を支給します。(表1参照)



### 合算の範囲

基準日(計算期間の末日、通常7月31日)時点で加入している医療保険の世帯単位

(表1) 算定基準額

負担区分	算定基準額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

※算定結果が500円以下の場合には支給できません。  
 ※区分Ⅱ：世帯員全員が、住民税非課税の場合。  
 ※区分Ⅰ：「区分Ⅱ」のうち、その世帯の所得が0円である場合。  
 年金所得は、所得控除を80万円として計算します。

で、計算期間中に、医療と介護の両方を負担した場合に合算します。なお、入院の際の食事代や差額ベッド代などは対象になりません。住民票上で同じ世帯でも、加入している健康保険が異なるときは、別世帯となり合算できません。(図1参照)また、医療か介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。



### 申請受付は2月下旬から

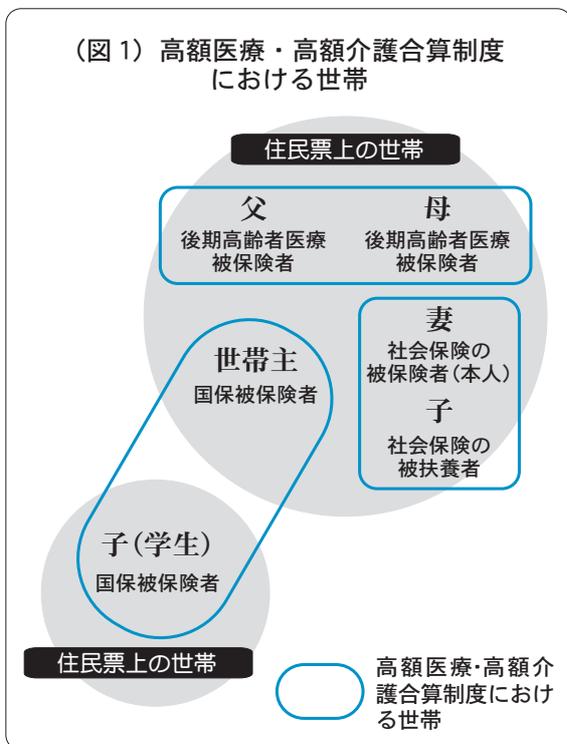
基準日時点で加入していた医療保険の窓口で申請します。養父市内にお住まいの後期高齢者医療の被保険者は、市民課で受



### 申請に必要なもの

被保険者証、印鑑、振込先口座を確認できるもの(通帳等)、住む市町や加入する医療保険に変更があった方は以前の保険での自己負担額証明書が必要です。

(図1) 高額医療・高額介護合算制度における世帯



【お問い合わせ】 ■市役所市民課 (☎662-3165)  
 ■兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局コールセンター (☎078-326-2021)